

(参考) 利用規約 (POファイナンス®サービス) 関係部分 <https://tranzax-emc.co.jp/rules/>

本規約は、Tranzax電子債権株式会社（以下、「当社」という。）が電子債権記録機関として業務規程および業務規程細則（特則）以下、「業務規程等」という。）に従って、当社およびTranzax株式会社（以下、「記録請求代理人」という。）が共同して開発したPOファイナンスシステム（以下、「POFS」という。）を通じて提供する電子債権記録業務（以下、「本サービス」という。）の利用について、業務規程等に基づき、利用者が遵守すべき事項および電子記録の請求の方法等の手続上必要な細目事項を定めることを目的としたものです。なお、本サービスの利用者（業務規程第2条第1号としての登録の申請者（以下、「申請者」という。）は、本規約の内容を理解し同意の上で、本サービスの利用を開始するものとして取り扱います。また、本規約において用いられる用語は、別段の記載のない限り、別途当社が公表する業務規程等において定義された意味と同一の意味を有するものとします。

(中略)

第11条（電子記録債権の支払等記録に係る手続等について）

法第64条ならびに業務規程第19条および第20条に基づく支払等記録請求が行われる場合、利用者は、当社および本条に別途同意済みの下記[決済銀行]との間で、以下の各号に定める手続を行うことに同意します。また、本サービスの利用に際して、各取引について本件取引（譲渡担保型）、本件取引（債務引受譲渡担保型）、本件取引（信託設定型）、本件取引（SPC型）、本件取引（債務引受SPC型）または本件取引（その他）のいずれを選択するかは当事者間の合意により別途決めることができ、本件取引（債務引受譲渡担保型）または本件取引（債務引受SPC型）を選択した場合、当事者は以下の事項を承認します。

(中略)

[決済銀行] 三井住友信託銀行株式会社

(1) 債務者は、自らが債務者となる電子記録債権についての債務を、当社または決済銀行が別途指定する決済銀行の口座（以下、「決済銀行口座」という。）へ払い込む方法により履行することとします。

(中略)

(12) 決済銀行は、第(2)号、第(3)号、第(4)号、第(5)号、第(6)号または第(7)号の情報および支払明細情報（本件取引（その他）の場合には支払明細情報）に基づく債権者口座に対する払込み（原債権者が債権者ではない場合において、原債権者の口座への払込みが合わせて行われる場合には当該払込みを含む。以下同様。）の事実を確認した後、その旨を当社へ通知するものとし、当社は、決済銀行から当該通知を受けたときは遅滞なく、当社職権で、当該支払についての支払等記録を行います。なお、決済銀行が債権者口座に対する払込みを行う場合、振込依頼人名の欄に識別可能な情報を記すものとします。